

広島県告示第八百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年十二月一日までの間、縦覧に供する。

令和四年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市鞆町後地字大明神一五六五番四地先から 福山市鞆町後地字久保一八五六番三地先まで	令和四年二月一七日